

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部における 預かり保育の質の向上について

本件は、令和元年10月2日付け文部科学省初等中等教育局長及び内閣府子ども・子育て本部統括官の通知を基にお知らせしています。

預かり保育を実施される幼稚園におかれましては、以下の内容に基づき、適切に実施されるようお願いいたします。

なお、幼児教育・保育無償化の対象として実施する預かり保育については、以下のとおり子ども・子育て支援法施行規則第1条の2に定める基準を満たすことが要件とされています。当該基準を満たし、預かり保育の一層の質の向上を図るようお願いします。

● 預かり保育の実施体制について

- 幼児教育・保育無償化の対象として実施する預かり保育については、下記の(1)～(4)の基準を必ず満たすこと(子ども・子育て支援法施行規則第1条の2)。
- 預かり保育を実施するその他の幼稚園等(預かり保育について、無償化の対象となる保育が必要な園児がいない場合等)についても、下記(1)～(4)の基準を満たすことが望ましい。
- 預かり保育の質の向上のため、預かり保育を実施する全ての幼稚園等が下記(5)(6)を満たすことが望ましい。

(1) 職員の配置基準等

次に掲げる幼児の年齢及び人数に応じて預かった幼児の処遇を行う職員を置くこととし、そのうち3分の1以上は保育士、国家戦略特別区域限定保育士又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者であること。ただし、当該職員の数は2人を下ることはできない。

ア 3歳児 幼児概ね20人につき保育に従事する者1人

イ 4歳児・5歳児 幼児概ね30人につき保育に従事する者1人

(2) 職員の専従要件

(1)に規定する職員は、専ら預かり保育に従事するものでなければならないこと。ただし、預かり保育を行うに当たって当該幼稚園等の職員(有資格者に限る。)による支援を受けることが出来るときは、有資格者1名で処遇ができる幼児数の範囲内において、専ら預かり保育に従事する職員を1人とする事ができる。

なお、「専ら預かり保育に従事する」とは、預かり保育の実施時間中において預かり保育に専従することを意味し、教育課程に係る教育時間等に教育・保育に従事することを妨げるものではないこと。

(3) 教育・保育の内容

教育・保育の内容は、幼稚園教育要領に準じたものとする。

(4) 設備

食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。

(5) 職員要件

幼児の処遇を行う職員のうち、(1)に基づき配置する有資格者以外の職員については、次に掲げるものであること。

ア 小学校教諭普通免許状所有者

イ 養護教諭普通免許状所有者

ウ 幼稚園教諭教職課程又は保育士課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者

エ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者(教育職員免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効したものを除く。)

オ 市町村長等が行う研修を実施した者(※)

(※)市町村長等が行う研修を実施した者とは、「子育て支援員」の基本研修又は専門研修の「一時預かり事業」「地域型保育」を終了したもの、「家庭的保育者研修」の基礎研修と同等の研修を修了したもの

(6) 面積基準

預かり保育を実施する保育室の面積は、幼児1人当たり1.98㎡以上であること。